トラック改善基準告示 新旧対照表(1)		
	改正前	現行
拘束時間	1 か月 293時間以内	<u>1年 3,300時間</u> 、かつ、 <u>1か月 284時間</u>
	・労使協定により、1年のうち6か月までは、1年間の拘束時間が3,516時間を超えない範囲において、1か月320時間まで延長可能。	・労使協定により、1年のうちで6か月までは、1年間の拘束時間が3,400時間を超えない範囲において、1か月310時間まで延長可能。 ・この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。また、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めること。
	1日 原則13時間 最大16時間	1日 原則13時間 最大15時間
	・15時間超えは1週間2回以内	・1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間まで延長可能 ・14時間を超えては1週間2回以内を目安として、可能な
	 継続 8 時間以上	限り少なくするよう努めること。 継続11時間以上 与えるよう努めることを基本とし、 継続9
休息期間		時間を下回らないこと ・ 1 週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えること。
運転 時間	2日平均で1日当たり 9時間 2週間平均で1週間あたり 44時間	現行どおり
	連続運転時間 4 時間以内	連続運転時間4時間以内
連続運転時間	・1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転の中断 が必要。	・1回が概ね連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転の中断が必要。なお、当該運転の中断は、原則休憩とする。 ・ただし、サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、 <u>やむを得ず連続運転時間が4</u> 時間を超える場合には、30分まで延長可能。
適用 除外	緊急輸送・危険物運送については改善基準告示の適用除外	現行どおり
例外 的な 取扱	(なし)	事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から、その対応に要した時間を除くことができることとする。

トラック改善基準告示 新旧対照表(2)		
	改正前	現行
特例	【分割休息】 一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間 を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与え ることができる。	【分割休息】 現行どおり
	・一定期間は、原則として2週間から4週間程度の期間とし、 業務の必要上やむを得ない場合であっても、2か月程度を 限度とする。	▶ 一定期間は、 <u>1 か月</u> を限度とする。
	・分割された休息は、1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上であること。 ・分割は、2分割に限らず、3分割も認められる。	・分割された休息は、1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上であること。 ・分割は、2分割に限らず、3分割も認められるが、3分割された休息期間は1日において合計12時間以上でなければならないものとする。この場合において、休息期間が3分割される日が連続しないよう努めるものとする。
	【 2 人乗務】 車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合 最大拘束時間 20時間まで延長可能 休息期間 4時間まで短縮可能	【2人乗務】 現行どおり
		→設備が <u>車両内ベッド であり、かつ、勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与える場合は、拘束時間を24時間</u> まで延長可能。 → 車両内ベッドにおいて <u>8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間</u> まで延長可能。この場合においても、勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与え
		ること。
	【隔日勤務】 2暦日における拘束時間は、21時間を超えない。 ・事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、拘束時間を24時間まで延長可能。 2週間126時間(21時間×6勤務)を超えない。 ・勤務終了後、継続20時間以上の休息期間。	【隔日勤務】 現行どおり
	【フェリー】 フェリー乗船時間は、原則として休息期間として取り扱う。 ・与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。 ・フェリー乗船時刻が8時間(2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間)を超える場合には、原則とし	【フェリー】 現行どおり
	でフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。	

車両内ベッドとは、次の のいずれにも該当するものをいう。 長さ198㎝以上、かつ、幅80㎝以上の連続した平面であること クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。